

令和6年度 豊橋市安全で安心なまちづくり審議会議事録

日時	令和7年2月18日(火) 10:00~11:20
場所	豊橋市役所 東館12階 東122会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴者	0名

司 会：ただいまより、豊橋市安全で安心なまちづくり審議会を開催いたします。
皆様、本日はお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
本審議会ですが、安全で安心なまちづくり推進条例に基づき、平成19年に設立され、市の防犯施策に対して、各種団体等の代表者の方々からご意見をいただき、安全で安心なまちづくりを推進し、もって、市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現に寄与することを目的として、年に1回程度、お集まりいただいているものでございます。
委員の方々には1期2年の任期をお願いしており、本日は第9期目の審議会ということとなります。
また、本日の会議は公開で開催させていただきます。
あわせて議事録作成のため、議事内容を録音させていただきますので、ご承知くださいますようお願いいたします。
それでは初めに、安全生活課長の岡元がご挨拶申し上げます。

課 長：あいさつ

司 会：では議題に移る前に、今年度、委員の変更によりご就任いただきました4名の方をご紹介します。

～名簿に沿って紹介～

昨年度よりご就任いただいております委員の皆様のご紹介は、時間の都合上、お手元の委員名簿をもってとさせていただきますが、引き続きよろしく願いいたします。
それでは、ここからは本審議会会長であります、余郷様より、議事の進行をお願いいたします。

会 長：会長の余郷と申します。よろしくお願いいたします。
この審議会は、豊橋市を皆で犯罪のない安全で安心なまちにしていくために、その指針となる行動計画を、皆さんから意見を頂戴して作られて、そしてまた、進捗を確認して、具体的な施策などに意見をしていく場所として、活発なご意見をいただければ幸いです。
それではまず初めに、副会長の選出についてから始めさせていただきます。
昨年度まで委員を務めていただいております村松さんに副課長をお願いしておりましたが、委員の交代により副会長が不在となりました。
安全で安心なまちづくり審議会規則第2条第2項に、会長及び副会長は委員の互選によって定めることとなっておりますので、副会長の選出につきまして、委員の皆様

様からご推薦をお願いしたいと思いますが、どなたかご発言はありますでしょうか。

委員：はい。豊橋創造大学の田原委員を推薦いたします。

会長：ありがとうございます。ただいま、河邊委員から、田原委員を推薦する旨のご発言ございましたけれども、いかがでございましょうか。

各委員：異議なし

会長：ありがとうございます。
それでは、田原委員に副会長をお願いしたいと思います。

副会長：あいさつ

会長：続きましては、本日の議事録についてでございますが、従来の例に従いまして、私と副会長を除いた委員の中から選出させていただきたいと思っております。
今回は、朝倉委員、鈴木委員をお願いしたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

各委員：異議なし。

会長：ありがとうございます。
以上で2議題は終了させていただきます。
続きまして、3の報告に移ります。
(1)の豊橋警察署管内の犯罪状況につきまして、説明をお願いします。

事務局：報告(1)について説明

会長：ありがとうございました。
それでは続きまして、(2)令和6年度安全で安心なまちづくり行動計画の進捗状況及び令和7年度の実施事業につきまして、説明をお願いします。

事務局：報告(2)について説明

会長：ありがとうございました。それではただいまご説明のあったこの2点につきまして、皆様からご質問などございましたら、お願いいたします。

委員：いろいろご説明ありがとうございます。
資料(2)の、②のTシャツやウインドブレーカーの配布ですが、これは個人の方向けでしょうか。
自治会など、そういう方に配るという方針はありますでしょうか。

事務局：基本的には、防犯団体がなかなか増えないという状況もありますので、個人の方を対象にしています。ただ中にはグループでやりたいという方もいらっしゃるのですが、

そういった場合には、掃除とかウォーキングとか、そういった活動をしながら実施してもらおうという条件で、配布をしております。
ただ、自治会でまとめてとなると、今のところそこまで枚数がないので、要相談とさせていただきます。

委員：主に個人の方ですね。
あと①の防犯カメラ、令和6年度は250台設置ということで、3月いっぱいまでに250台ですかね。

事務局：今年度は、すでに10月に50台が稼働しています。
1月にもう50台が稼働して、3月に残りの150台が稼働する予定で、合わせて250台となる見込みです。

委員：これを4年間で1000台設置すると。
今まで自治会などで設置してきた台数が何台くらいでしたか。

事務局：今まで、補助金を活用して自治会等が設置した台数でいくと、281台です。

委員：それに匹敵するものが毎年、4年間増えるということですか。

事務局：今まで自治会が設置いただいた281台と同等の数を、我々のほうで毎年設置していく形となります。

委員：新聞などでも、豊橋市は愛知県の中で同規模の30万、40万人都市と比較すると、極端に少ないというような記事が載っていました。
ただ今後は、同等の台数になるということですね。
それと防犯対策、無施錠についてですが、これは家とかオートバイとか全て含めているということでしょうか。

事務局：先ほど、主幹から説明していますが、こちらの資料に記載されているものを全て含めています。

委員：この住宅対象侵入盗の場合ですと、在宅、不在にかかわらず無施錠ということですか。家にいても、鍵をかけていなければ無施錠でカウントするのでしょうか。

事務局：家にいるときに被害に遭ったものも含まれますので、在宅中でも施錠していなければ、無施錠となります。

委員：これは本当に広報しないと皆さん施錠しないと思います。
前に交番のおまわりさんが家庭訪問されていた時には、注意してくださいということ言ってくれていた。
もう何年前ですが、今後そういうことも、定期的にやっておられるようですが、予定されているのでしょうか。

委員：警察では日頃からそういう声掛けはさせていただきます。
河邊委員がおっしゃられるような巡回連絡という交番や駐在所の警察官による家庭訪問ですが、4年に1巡だと思えますけど、そういうペースで回っていくという活

動です。

他にも、やはりそれだけだとなかなか皆さんに伝わっていかないで、まちにお住まいの方のみならず、お勤めの皆さんにもやはり声をかけていく必要があるということで、まちを巡回する白黒のパトカー、これで今は、拡声器を使って警察から市民の皆さんに防犯のこと、それから交通安全について呼びかけています。

ただ、これがどこまで聞こえるかというのは、ありますが、我々としては、常時警察官が、運転するときにはそういう広報をして、注意喚起を促しておりますので、ぜひ、どんなことをしゃべっているのかなというような観点で、お聞き願いたいと思いますし、そういう活動をしているぞということで、また皆さんに知っていただくための広報を、委員の皆様をお願いしたいと思います。

委員：確認したいことが2点あります。1点目、防犯カメラについてですけれども、今現在、豊橋では4年間で、1,000台を目指しているということで、とてもよい取り組みをされていると思いますが、実際近隣の市町村では、本当に全然規模の違う防犯カメラが設置されている状況です。

1,000台は素晴らしいのですが、順々に250台250台ではなく、もっと飛躍的に防犯カメラの設置台数を増やしていこうということをもしお考えであるならば、補助金を廃止されているようですが、補助金の継続は予算的に難しいでしょうか。実際に防犯カメラというものを、もっと、普及させていくには、個人だとか企業の事業所とか、そういったところにももっと声掛けをしていく必要があると思います。

その時に、特に個人なんかはやはり補助金があるということでちょっと取り組もうかなとか、ちょっとやろうかなとかいう意見もあるかと思しますので、ぜひ、補助金も継続されたほうがよろしいのではないかなと思います。

本当にこれから、いろんな犯罪もどんどん増えていくと思うのですが、このカメラで犯人を追跡だとかそういったことが有効になるかと思しますので、ぜひ、補助金だとか、そういう市と警察とタイアップした形での、飛躍的な、普及を目指していただけたらなと思いました。

それともう一つ、これも警察のほうの取り組みとしてすごくいいと思っているのですが、報告の2の④のところでも特殊詐欺防止のためというところですが、電話機などの設置補助というのはとても良いと思うのですが、もう一つ、特殊詐欺で、ここ数年は国際電話からの電話が多くなっていると聞きます。お知り合いの方で、国際電話をする方はそんなにいらっしゃらないと思いますが、それをブロックするような方法があるということで、それを警察の方が、いろんなところで、PRされていらっしゃるというふうにお聞きしました。これも市のほうでタイアップして実施すれば、さらに認知度が上がるのではないかと、共有ができるのではないかなと思いますので、ぜひ警察と市で、もっと推進していただければと思います。

とてもいい取り組みは警察もされているし、豊橋市でもされているということで、二つの力を合わせればもっと、いろんなところで協力できると思います。

事務局：防犯カメラは、なかなかすぐに補助できますとも言えないのですが、確かにおっしゃられる通り市で設置していくのと、企業のほうでつけていただくというのを合わせていけば、より台数が増えていくと思います。ただ、多分補助金として出すというのは難しいと思います。

今、予算が厳しい中で、市で設置する防犯カメラは推進というところで何とかやっていきたいとは思っております。

少し前だと、防犯カメラというと、個人情報との関係でやはりプライバシーの保護のほうで割と言われていましたが、最近はやはり特殊詐欺や闇バイトといった恐ろし

い事件が起きていますので、皆さんもどちらかという、つけた方がいいのではないかとこのふうに変わってきている状況もあります。

もう一つは、国際電話については、市としても広報とよはしに掲載したり、ほっとメールといったもので配信したりしています。また、東三河広域連合の消費生活相談も行っているため、消費生活のほうでも、プラスワンがついたような国際電話が詐欺に使われているという話しをしている中で、ここに電話するとかからなくなりますというのは啓発として行っております。

また、防犯教室でも、いろいろ広報したいところがたくさんありまして、なかなか全ての情報を提供することはできないですが、確かに無料でできるというところがありますし、気軽にできますので、しっかり広報していきたいと思っております。

委員：国際電話のところで少し補足です。

朝倉委員がおっしゃられた国際電話が自宅にかからないようにすることを国際電話不取扱いの申請と言うのですが、これは市民の方が、自分で申請をするというものになります。

豊橋警察署でも少し前にニュースで取り上げられたのですが、警察署での申請というのは、我々が、市民が申請するのを補助する取り組みをしました。これが結構評判がよく、ニュースに取り上げていただいたおかげで、多くの市民に申請していただきました。

これは、先日警察本部で、県内の生活安全の課長が集まる会議が開かれたのですが、そこで紹介され、その結果、守山警察署でも始まって、他の警察署でも会議の翌日からそういう取り扱いを始めています。

豊橋警察署では、専用のブースを設けて入口でやっていて、『俺ん家（オレンジ）はだまされんもん（レモン）大作戦』で申請された人に、オレンジやレモンを渡していました。これは年末で終わってしまったのですが、日本全国どここの警察署に行っても、この取り扱いの申請の補助ができるものです。

ただ、今、市とタイアップされたらどうかというご意見でしたが、ちょっと私も気になったことがありまして、我々が専用ブースを設けたように市でも、専用ブースとかそういう手続きができれば、もっと広がるのでいいのではないかと思ったのですが、実は、通信会社と警察の間で、申請の間違いがあつてはいけないから、警察の窓口、警察官が申請の補助することはいいけど、他のところで窓口を設けるのは駄目だという取り決めになっているわけです。

これは、日本国警察と通信会社との話でして、結局警察で申請の補助をしますという取り組みでしかないけれども、こういうことを警察が補助しますということは市の広報でもアピールしていただいているし、皆さんのいるこういった会議でも話題にさせていただいております。

今後も、そういう補助申請ができますということは、我々も強くアピールしていきたいと思っております。

ところが、特殊詐欺の被害に遭った方がどういう手口で騙されたかということ进行分析した結果、令和5年の4月5月それぐらいの時期だったと思うのですが、その頃は、概ね、7割から9割の人は、自宅の電話に国際電話からかかってきた電話でだまされたというデータは、警察庁の広報資料にあったものですからそれを使っていました。

最近我々警察署で勤めていると、もう固定電話だけではなく、携帯電話に国際電話がかかってきています。

それをやっぱり受けないようにしなきゃいけないと思っております。

それも通信会社と警察の間で、携帯電話にかかってくる国際電話不取扱いの補助ができればいいのではと思うのですが、今現在ない状況です。

それぞれ携帯電話の大手キャリアでは、有料のオプションとして、取り扱いができないようにすることができるそうです。

しかし、有料だからやはりそれを申請しない、『電話を取らなければ良い』、またそういった取り組み自体あることも知らない、そういったところをやはり犯人たち、その犯罪者たちがそういったところにつけ込んできて、今現在そういうのが増えてしまっている状況です。ただ今後変わってくるかもしれませんが、警察もそういう通信会社にそういう取り組みはアピールしていかなきゃいけないと思っています。

我々、豊橋市の現状を、愛知県警察を通じて警察庁に報告が行って、そういう実態への取り組みをしなければいけないと思います。

また、皆さまからも、こんな方法で騙される、こんなところから電話がかかってくるということ、手口は日々進化していますので、いろいろな情報を共有させていただき、今日はこんなせっかくの機会ですので、皆様もぜひご家庭などで広めていただきたいと思います。

会 長：更生保護女性会では、昨年の9月だったと思いますが、警察の方が見えて講習を受けて、何人かが申請していただいたと思いますけれど、警察署に行って、教えていただくというのはもちろん大事なことです、ちょっと敷居が高いです。市役所へ行くというのと、警察署へ行くというのは、一般市民の人たちの認識が違うかもしれない。ある程度の年齢になると、警察は悪いことをしたら行くというか、そういう固定概念がまだまだありますので、市役所の方でも、手続きできるようになれば、より大勢の人が来ると思いますので、広めていただきたいと思います。

委 員：今は警察署にいと、これは警察が取り扱う案件なのかと思うような情報がたくさん来ます。この安全で安心なまちづくり審議会とちょっと話が変わると思いますが、虐待、高齢者や障害者、児童虐待などがあります。それから、DV、ストーカーこういったもので、本来奪われてはいけない命が奪われた事例がずっと続いてきて、民事不介入、家庭の問題と言っていたものが、なんでも警察は、相談を受け記録に残して、職員が情報共有できるということに変わったので、ちょっと敷居が下がった気がします。もちろん、そういうものに対応しなくていいという話ではありません。ただそういうものに対応する時間で、従来、警察が行ってきた活動に対する時間というものは、どうしても減少しているところがあるので、警察で全部対応していくのは少し限界があるなといったものは感じています。変な話ですけど、警察官というのも県条例で定数が決まっていますが、今欠員状態となっています。ですので、ご家族やお子さん、周りの方に、ぜひ警察を受けていただくよう広めてください。

会 長：ありがとうございます。他にご意見ございますか。

委 員：少し重複しますが、自治会の集まりで、月に1回自治会長会というのがありまして、やはりその中でも、特殊詐欺のことについて皆さん関心があるようで、話はよく出てきます。

広報とよはしにも、読者の注意喚起の広報が結構入っているのもよく見ますが、あまりお年寄りの方々が、それを見てもらっているのかという気もしますので、落語による特殊詐欺の防止講座とか、こういう講座がやはり、直接人の話から聞いた方がずっと入ってくると思います。

誰かから、お年寄りなどは、簡潔にわかりやすく言ってもらいたい。

そういう場合は、なかなか町内のお年寄りみんな集めてという機会はないですけども、年に1回は敬老会だとか、何かはありますので、そういうときに来てもらって、ちょっと話していただければいいのかなあと思っています。

事務局：敬老会の前座のような形で、この防犯教室を活用していただいている例もあります。他にも、消費生活相談は、割と防犯と消費生活相談の内容が近いので、消費生活のほうでもやはり毎年1回は豊橋でも豊川でも講師を呼んでやるという地域の方もおりますし、地域包括の方でもそういう講座をやってみるところもありますので、もしよろしければご活用ください。
消費生活のほうも落語によるものと、あと漫談もあります。

会長：それでは最後に3番、その他といたしまして、せっかくの機会ですので、市民の安全安心のため確保のために、委員の皆様から一言ずつご意見をいただければと思っております。
今までの報告事案の中での質問などでも構いませんので、朝倉様から一言ずつお願いいたします。

委員：先日、いろいろな警察の方の感謝状授与式がありまして、その時にいろいろな取り組みを署長の方からもお聞きしたのですが、豊橋では、昔からいい人が多いまちですので、やはり無施錠というものが、基本、是認というか、悪い人がいないというようなことで、多分そのようなことになってしまっているのかもしれませんが、近年ではそうはいかないということ、本当に市民、個人個人が危機意識というか危機感を持っていくということが大切かと思っておりますので、こういった安全で安心なまちづくりとか、一つ一つの取り組みだとかそういったことを、本当に皆さんが興味を持って、関心を持っていただけるような、土台というか認識をしてもらえるようなことを、やはり市のほうでやっていただければいいのかなと思います
本当に取り組みは素晴らしいということを改めて思いましたので、引き続き今こういった委員を通じて、市民の方々の意見に真摯に耳を傾けるという姿勢が必要なのかなと。
それとあと、できればもう少し予算もつけていただけるとありがたいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

委員：こういう会議出ますと、色々な今取り組んでいることを紹介してもらい、その時初めてで知ることができるので良いのですが、これがなかなか一般の方には伝わらない。

広報をどうしていくかだと思います。

特に高齢者の方には、あまりくどくど書かずに、本当にパッと見てわかるように簡潔にしていかないと。

一目でわかるように、そういう広報を心がけていただいて、特に高齢者に、特殊詐欺とか交通事故とかいろんな意味で、本当に安心なまちづくりをしていかないと、実際身の回りにもこういう危機が迫っていますよということを、実例をですね、示したほうが、「あ、そうか」ということで皆さん注意される方が多いと思います。

そうなれば、老人会とか敬老会などで話題になる、そういったところでの話題づくりをしてもらえればと思います。

委員：自治会ですが、各校区、防犯委員会というものがあります。やはり皆さん防犯委員会と交通安全推進委員会というのを、多くが高齢者の方に担ってもらっています。活動も、一時期、夕方に見回りするぐらいしか、ほとんどやれていないので、もっと他に重要な何か広報ができないかなと、防犯委員を通じて、何かできればいいかなということを思っています。ただ、どのようにやったらいいかというのはまだよくわからないのですが、その辺少し考えていただければと思います。

会長：防犯委員会ですが、松山、花田、羽根井の3校区の委員の方は、年に何回も、駅のペDESTリアンデッキで防犯活動を警察の方が主になって、一緒に行っています。年に4回ぐらいやっています。もちろん更生保護女性会でも、それに従ってやっておりますが、防犯委員会の方は男性が多いのですが、夕方の活動だと少し、出席が少ないかなと思います。年末の活動の際はたくさん来てくださるのですが、新川の防犯委員の方も、それに加わるのはいかがでしょうか。

委員：やはり警察も地域密着型という考え方になってしまうので、今我々が防犯活動をしやすい場所として選定しているのが、やはり豊橋駅、それから向山のアピタとか、そういう人がいるところとなっています。せっかくのお話しですので、新川の方でも、何かやれることを紹介させていただきたいと思います。

委員：PTA協議会としては、どうしても親の目線になってしまうのですが、友達が家に遊びにくるときは自転車となりますが、見ていると、子どもは早く遊びたいという気持ちがあるので、鍵をかけずに入ってしまう。それを何回か注意した上でやっとわかるようになりましたが、繰り返しの啓発というのは、子どもにとってすごく大事だと思います。また、私の子どもの頃は近所の方が外に出ていて、遊びに行くと、「何時頃あっち方向に出かけて行った」ということが親に伝わっていたのですが、今はそういうことが、なかなか共働きも増えて、地域のたくさんの繋がりというのが少なくなっていく中で、親の目線から見ると、子どもたちには、近所の人に限らずですが、挨拶とか、本当に基本的なことを伝えていくということはすごく大事なのかと、子どもからだけというのははいけないのですが、そういったことで日々の繋がりというのを持つ必要があると思います。繰り返しの啓発は、私もPTAとして、子どもに伝えていきたいなと思います。あと1点、どうしても自分を守るか、守られる側の立場の話になってしまうと思うのですが、加害者になる人の視点に立つことを、市から、加害者側にならないように、どうしたらいいかという観点の話しもやはり大事なのかなと思います。近い話で言うと、飲酒運転すると、今、罰金がすごいとか、懲役刑になるということで抑止があると思うのですが、もっとアグレッシブに何かをやっていくのも必要かなと思います。今ここでどういう対策ができるかというのはなかなかないのですが、この被害者側にならないだけではなく、加害者側にならないという啓発も大事かなと思います。

会長：ありがとうございました。
コロナ前は、子どもたちに「おはよう」とか声かけしていたのですが、コロナ以

降は声をかけてはいけないという雰囲気になりまして、「おはよう」と声をかけると、「なんだこの人は」という、そんな感じで行ってしまいます。
なので、これからは声もかけられないのかと思う節が、ちょっと地域の中にあります。

委員：旗当番で朝、子どもが通るときに「おはよう」と声をかけても、無視して行ってしまう子どもたちもいます。子どもたちには当然、「自分から挨拶をなささい」ということを伝えていますが、やはり繰り返しはとても大事なことで、大人もやはり何回も何回も言うことで、子どもも「この人はいつもここで、いつも声かけてくれる」という認識になっていくと思います。
なので、繰り返し頑張ってもらえれば、子どもたちもわかってくれると思います。

会長：めげずに声をかけることが大切なのですね。

委員：繰り返し声をかけることで、安心感というか、そういったものが生まれるのだと思います。
子どもは大人と違う視点をもっていて、意外とよく見ていると思います。

委員：いろいろお話いただきましてありがとうございました。
今、牧野委員のお話と余郷会長のお話は、非常に私たちは取り扱いが難しいと思っています。
こんな話があります。
朝、たまたま子どもたちの見守りをしようと思って、「おはよう」とお声をかけたら、これだけで不審者情報となる。
夕方、公園に遊んでいる子どもに、子ども好きのおじいちゃんが飴を持って子どもに声をかけたら、不審者情報。
その真意を確認するのは警察の務めですので、同じ時間帯に警察官はそこで張り込みをします。
そこで「これそうだな」と思って声をかけると、善意の市民であるということがわかる。
片や、1人で遊んでいる女兒に声をかけて、トイレに連れ込んでという、恐ろしい事例もありますし、本当に不審者と善意の人の区分けをしにくい問題になっています。
先ほど牧野委員がおっしゃられたとおり、やはり繰り返しによって、顔が見える関係というのがやっぱり大事なのかなと、地域の関係が希薄になっているところを、そうやってカバーしていくしかないのかなと思いますので、そういったことも努めていきたいと思っています。
それから、先ほど自分を守る側の話になっていますが、加害者側の広報という話がありました。これについては SNS の使い方だとか、闇バイト、学校のいじめ問題に関しては、警察は、防犯教室という形で学校に出て行って、出前講座をしています。
その中では、こういった事例があつて、特定の個人を被害者として、こういうことはやめなさいとかいじめはやめなさいとか、そういったことをやるというのは非常に心に釘が刺さってしまいますので、一般的な、「人の嫌がることはやめよう」とか、SNS の使い方によっては、被害者にも加害者にもなる、ということを伝える取り組みをしています。
これは、警察の生活安全課の少年係が中心に行っていますので、ぜひ皆さんに紹介

したいと思います。

こういった取り組みもありますので、被害者にならない、自分を守るための方法、加害者にならないための方法、あわせて、表裏一体なので、そういったことの取り組みを進めていますので、ぜひ活用ください。

委員：今日お話を聞いていて、知らないことがとても多いなと思いました。広報の仕方というのがやはり悩ましいなと思います。
報告書で、防犯教育講座は、開催数は増えても受講人数が1,000人くらい減っています。
これはなぜ減るのだろうか、せっかく回数自体が増えても、受講する人が減っているというのは、もっと広報のやり方があれば増えるのかなと思いました。
ただ具体的にどういう方法をすればいいのかっていうのは想像がつかない。
いつも、広報とよはしを読んでいるが、パーッと見ても、気づかない、自治会の話が出ていても知らない、ジャンパーの件とかも知らなかったし、知らないことがとても多いので、そのあたりはわかりやすくというか、届けばいいなと思います。知らないことで、被害に遭う方もとても多いと思うので、そこがやはり広報というのは悩ましい問題だなと思いました。

副会長：ご報告いただきありがとうございます。
今回こちらの実施事業について話を聞かせていただきまして、話を聞く中で、私の立場では学生たちにどれだけ伝わっているのかなと。
彼女たちに市政が、広報が伝わっているのかなというところを考えました。
私の授業を受ける学生は、市政に興味がある学生が多くて、その授業の中で、広報とよはしを取り寄せて、話すなどをさせてもらっています。
ただ、そういう学生はどうしても限られているので、多くの学生に、市の取り組みというものをどのように伝えていけばいいのかということ、今後また検討していくべきことなのかと思いました。
一つには大学祭がありますので、大学祭の中で、こうしたチラシを配ったりしたりなど、少しでも若い人たちに興味を持ってもらうというのも、今後は必要になるなと思っています。

会長：ありがとうございました。
創造大学さんは、とても地元に着したというか、学生さんも豊橋に残ってくれる方も居るのではないかと、想像しているのですが、本当に豊橋を愛してくださる若い人たちがたくさん増えていけばいいと思います。
以上をもちまして、本日予定しておりました議題は、全て終了とさせていただきます。
長時間にわたり、ありがとうございました。
進行を事務局にお返しします。

事務局：余郷会長ありがとうございました。
最後に、安全生活課長岡元よりご案内があります。

課長：本日は、お忙しい中ご審議いただきましてありがとうございました。
いろいろ貴重な意見をいただきまして、皆様にも色々な活動していただいておりますが、その活動をどうやって広めていくか、特に情報が届きづらい方に対して、どう広報していくかというのがやはり課題だなと思っており、今後考えていきたいと

思います。

また、いただいたご意見は今後の事業に生かしていきたいと思います。

本審議会委員の皆様におかれましては、任期2年となっており、今年の7月31日までが委嘱期間となっております。

各種団体の役職についていらっしゃる方が多いかと思いますが、改めて委員の願いをさせていただくこともあるかと思いますが、その際はよろしく願いいたします。

また来年度、行動計画の改定をさせていただく年になりますので、また審議会も、数回開かせていただく可能性もありますので、また再任いただいた際は、ご協力いただければと思います。

また、今後ともご協力よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

事務局：以上をもちまして、安全で安心なまちづくり審議会を閉会とさせていただきます。
皆様大変お疲れ様でございました。